

エコマーク商品類型 No.137 「建築製品（外装・外構工事関係用資材） Version1.10」  
認定基準書

分類 D-3 ～雨水貯留槽～

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、1991年10月31日制定のエコマーク商品類型 No.38「家庭用雨水タンク」を見直し、従来、水資源の有効利用による環境保全対策の一つとして雨水を貯留するタンクを主として推奨してきたものから、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

2. 適用範囲

家庭用雨水貯留槽（浄化槽転用槽施設を除く）

3. 用語の定義

雨水貯留槽	屋根からの雨水を貯留して利用するための貯留槽で、水栓などの付属物を備え、宅地内などに設置される市販の雨水貯留専用製品。浄化槽転用槽施設を除く。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 降水時に建築物の屋根からの雨水を集め、雨が止んだ後も雨水を貯留し、貯蔵した雨水を有効に利用するための水栓などの付属物を備え、その雨水を庭の散水などの生活の用途に有効利用可能であること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製品の概要がわかるカタログ等を提出すること。

- (2) 貯蔵する水質を保持するための対策（ごみ、埃、虫などの混入を防止するための蓋、フィルター、ネット、初期雨水除去装置、清掃しやすい構造など）を行っていること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製品の構造および対策がわかる資料を提出すること。

- (3) 貯水容量が100リットル以上500リットル以下であること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ貯水容量を記載すること。

- (4) 製品は、プラスチックの成型において、カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へカドミウムなどの添加の有無を記入すること。

- (5) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。なお、使用、維持・管理の項目には、貯蔵する水質を保持するための対策（フィルターの交換、定期的な清掃など）とあわせ、水質に関して構造上留意すべき点（用途の制限、使用頻度による水質汚染の注意など）を記載すること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (6) 使用後さらに主材料をリサイクルできること。複合材料によるものは、異種材料間の

分離が容易な配慮がなされていること。

**【証明方法】**

主材料のリサイクル方法、異種材料の分離方法について説明すること。

- (7) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

**【証明方法】**

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

- (8) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (9) 製品は、製造者による品質管理がなされ、設置、使用にあたっての安全性（転倒などを防ぐ措置など）を確保していること。

**【証明方法】**

申込者は、当該製品の品質管理体制などに関する説明書、設置および使用にあたって

の安全性を確保していることに関する説明書を提出すること。

## 5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小などによる区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

2007年 5月 5日	制定(Version1.0)
2007年 11月 1日	改定(分類 D-3 の追加 Version1.1)
2008年 8月 21日	改定(4-1.(7) Version1.4)
2010年 3月 15日	有効期限延長
2011年 3月 1日	改定(5.(2) Version1.5)
2012年 6月 15日	改定(5.(3)削除、4-1.(7)追加 Version1.7)
2014年 4月 1日	改定(D-2 4-2.(9) Version1.8)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2017年 6月 1日	改定(5.(2)、D-1、D-2 4-1.(1) Version1.9)
2018年 3月 1日	改定(D-2 4-1.(1)(2)(4) Version1.10)
2019年 4月 1日	改定(マーク表示について)
2021年 3月 1日	有効期限延長

2027 年 12 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。